

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査
試験問題

法律科目試験
(商 法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカーや色鉛筆等の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープの使用は認めない。シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁ある。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、3枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

以下の問題文を読んで、次の問いに答えなさい。

甲会社は、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として30億円が計上されている株式会社であり、種類株式発行会社でなく、委員会設置会社でもない。また、甲会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について甲会社の承認を要する旨の定めは設けられていない。

甲会社の代表取締役Aは、平成21年2月26日開催の定時株主総会（以下、「本件定時株主総会」という。）において、事業報告及び計算書類（以下、「本件計算書類」という。）の内容の報告を行い、次いで、総額6億円の金銭の交付による剰余金の配当議案を提案し、それについて説明した。本件定時株主総会において、原案通り剰余金の配当（以下、「本件剰余金配当」という。）の決議がなされ、代表取締役Aは、本件定時株主総会の日の翌日、本件定時株主総会決議に基づいて本件剰余金配当を行った。

その後、本件剰余金配当総額6億円の内4億円について分配可能額を超えていたことが明らかとなった。本件剰余金配当に係る分配可能額算定の基礎となった本件計算書類には、単純な架空の売上げや棚卸資産の水増しのほか、監査の網をかいくぐる巧妙な不正取引を利用した粉飾がなされていたのである。代表取締役Aは、自らが独断で行った取引により巨額の損失が生じたことから、自己の責任追及を逃れるため、財務担当の業務執行取締役であるBと相謀って、粉飾決算をしたのであった。

なお、本件計算書類は取締役全員が出席した取締役会において異議なく承認されており、本件定時株主総会に提案する本件剰余金配当議案の決定についても同様であった。また、甲会社には、他の株式会社の会長であるCが社外取締役として選任されており、甲会社とCとの間で責任限定契約が締結されていた。

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

- (1) 甲会社に設置しなければならない会社機関を、根拠を示して説明せよ。(10点)。
- (2) 甲会社において、計算書類が定時株主総会の報告事項となるのは、どのような場合か。(5点)
- (3) 代表取締役Aは、甲会社に対して、本件剰余金配当についてどのような責任を負うか。また、甲会社は、その責任を免除することができるか。(15点)。
- (4) 甲会社の株主Dが、株主代表訴訟において、本件剰余金配当に係る社外取締役Cの責任を追及しようとするとき、どのような事実を主張立証しなければならないか。これに対して、Cが責任を負わないためには、どのような事実を主張立証しなければならないか。また、仮にCの責任が認められる場合において、Cは、責任限定契約に基づく責任の限定を主張することができるか。(20点)

(注記) 改正会社計算規則が平成21年4月1日より施行されているが、本問は、貸与されている六法を参照して解答することによい(本問に関連する会社計算規則の規定の実質的内容は変更されていない)。